

栃木県建設工事入札参加資格審査要領の改正新旧対照表

令和4年10月1日適用

改正案			現行		
第1条～第10条 略 附 則 平成16年4月1日～令和2年10月1日 略 <u>附 則</u> <u>この要領は令和4年10月1日から適用する。</u> <u>ただし、令和5年3月31日までに随時申請により入札参加資格の認定を受ける者については、従前のおお</u> <u>りとする。</u>			第1条～第10条 略 附 則 平成16年4月1日～令和2年10月1日 略		
別表一			別表一		
番号	項目	数値	番号	項目	数値
1	(1) 定期申請者 工種別の工事成績及び受注工事件数(定期申請者の認定日の前年の9月30日から遡り、3年前の10月1日までの間に完成した環境森林部、農政部、県土整備部、企業局が所轄する当初及び完成時の請負金額が1件500万円以上の工事とする。) <u>なお、工種のうち建築設備関係工事工種(建築一式工事、電気工事、管工事)については、認定日の前年の9月30日から遡り、5年前の10月1日までの間に完成した環境森林部、農政部、県土整備部、企業局が所轄する当初及び完成時の請負金額が1件500万円以上の工事を評価する。</u> (2) 追加申請者 定期申請者に準ずる。	工事平均成績が70点以上の場合 $(\text{工事成績の平均点数} - 69) \times (\text{受注工事件数の平方根}) \times 2 + 20$ (点) (点数に小数部分があるときには、これを切り捨てた点数とする。) 建設共同企業体が請け負った工事については、その構成員それぞれが、工事成績が当該工事の成績である1件の工事を施工したものととして算出する。ただし、請負金額については、総額により判断する。	1	(1) 定期申請者 工種別の工事成績及び受注工事件数(定期申請者の認定日の前々々々年の10月1日から前年の9月30日までの3年間に完成した環境森林部、農政部、県土整備部、企業局及び経営管理部県庁舎整備室が所轄する当初及び完成時の請負金額が1件500万円以上の工事とする。) (2) 追加申請者 定期申請者に準ずる。	工事平均成績が70点以上の場合 $(\text{工事成績の平均点数} - 69) \times (\text{受注工事件数の平方根}) \times 2 + 20$ (点) (点数に小数部分があるときには、これを切り捨てた点数とする。) 建設共同企業体が請け負った工事については、その構成員それぞれが、工事成績が当該工事の成績である1件の工事を施工したものととして算出する。ただし、請負金額については、総額により判断する。